

県南広域振興局長告示第 194 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 31 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人平泉町社会福祉協議会	西磐井郡平泉町平泉字毛越 248 番地	平泉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	西磐井郡平泉町平泉字毛越 248 番地	平成 19 年 7 月 20 日